

四 発行方法

三
振替法の適

二 一
名 称 及 び
記

○ 財務省告示第三百五十九号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月九日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十一月五日

財務大臣 藤井裕久

| 六 | 五 |
|------------------|--------|
| イ | イ |
| 口 | 口 |
| 国債市場 | 方募 |
| 入価行争非者特国 | 入価法入 |
| 札格行入価・別債 | 札格決 |
| 発競札格第参市 | 発競定 |
| 行争額発競I加場 | 行争の |
| 財九券定項五項計金政は発四う億額 | 込募各当も各 |
| 政百にに及条、に法法、行十ち円面 | み限國ての申 |
| 法六つ基び第第關第第額し六、金 | の度債るか込 |
| 第十いづ第一九す九七面た条特 | 応額市。らみ |
| 七八てき百項十る条条金割第別 | 募の場その |
| 条億は発三、四法第第額引一會 | 額範特のう |
| 第三円、行十第条律一一で短項計 | を囲別応ち |
| 一額し七百第第項項千期のに | 割内參募応 |
| 項面た条三二八並、五國規關 | りに加額募 |
| 、金政第十項十び財百債定す | 当お者を価 |
| 財額府一六、三に政億にに入る | ていご順格 |
| 政で短項条第条特融円つ基法 | るてと次の |
| 融三期の第九第別資、いづ律 | 。各の割高 |
| 資兆証規一十一会資財てき第 | 申応りい |
| 八 | 非下額市 |

| 十 口 イ 一 發 | 九 八 振 額 最 位 金 | 七 口 イ 払 | 行 争 非 者 特 別 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日 | |
|--|---|---|---|---|
| 争 非 者 特 國 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 | 低 行 争 非 者 特 國 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 | 行 争 非 者 特 國 入 債 込 札 格 金 發 競 I 加 場 | 行 争 非 者 特 別 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 | |
| 十 額 募 十 額 一 面 価 一 面 錢 金 格 錢 金 八 額 七 額 厘 百 厘 百 円 以 円 に 上 に つ の つ き そ き 九 れ 九 十 ぞ 十 九 れ 九 円 の 円 九 応 九 | 平 す 額 の 成 る の 記 替 。整 載 法 十 数 又 の 倍 は 規 の 記 定 金 録 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿 | 千 万 八 千 百 千 百 円 十 八 億 九 千 二 百 四 四 十 一 億 九 百 四 五 万 | 五 二 三 三 千 兆 八 五 円 千 百 千 百 四 百 四 十 一 億 九 千 百 四 五 万 | 千 証 規 一 十一 会 資 五 券 定 項 五 項 計 金 百 に に 及 条 、 に 法 三 つ 基 び 第 第 第 關 第 十 い づ 第 一 九 す 九 一 て き 百 項 十 る 条 億 は 発 三 、 四 法 第 円 、 行 十 第 条 律 一 額 し 七 百 第 第 項 面 た 条 三 二 八 並 金 政 第 十 項 十 び 額 府 一 六 、 三 に で 短 項 条 第 条 特 二期 の 第 九 第 別 |

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平財日額償当た平
成務本面還ただ成
二大銀金金るし二
十臣行額をと、十
一年から百支き償二
十月通知にう、期四
九月知つ。そが月
九月通知をきの銀十
日受け百翌行二
た者円営休日
業業日
にに